

地域研究学会 研究班規則（2002 年度改正）

第 1 章 総則

第 1 条 地域研究学会第 3 条第 5 項にもとづいて、地域研究学会内に各研究分野別の研究班を設立する。

第 2 条 研究班は、国際関係学部の常勤の教員及び在籍学生により構成される。

第 3 条 研究班は、アジア地域を中心とする人文・社会・自然の科学的調査研究活動を行うことを目的とする。

第 2 章 設立と運営

第 4 条 研究班の設立・改組・解消は、地域研究学会運営委員会（以下「運営委員会」という）により承認を経なければならない。

第 5 条 研究班を設立しようとする学生は、発起人三名の連名による設立趣意書及び研究班活動計画書を運営委員会に提出しなければならない。

第 6 条 研究班は、班を代表し、研究活動を総括する責任者として幹事一名を置く。

- 1 幹事は、研究班構成員の互選により選出される。
- 2 幹事は、毎年の年度末に以下の資料を運営委員会に提出しなければならない。
 - ①当該年度に受けた助成金についての決算報告と活動報告
 - ②次年度の研究助成金申請書
- 3 研究班は、顧問教員を置かなければならない。

第 7 条 現存の研究班を改組・解消する場合には、幹事が研究班構成員の総意を経たのちに改組届ないし解消届を運営委員会に提出しなければならない。

第 3 章 研究活動

第 8 条 研究班は、研究活動を継続・発展させる目的のために以下の権利を有する。

- 1 班活動及びその成果の発表・出版のための地域研究学会助成金の利用。
- 2 地域研究学会が発表する発行物への研究成果の優先的掲載。
- 3 地域研究学会各部門の利用。

第 9 条 研究班の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。ただし、設立初年度は承認日から年度末までを会計年度とする。

第 10 条 研究班幹事により第 6 条第 2 項①が提出されない場合には、運営委員会は研究班の承認を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

第 4 章 規則の改廃

第 11 条 この規則の改廃は、運営委員会によって行なわれる。

以上